

**(仮称) 青森市アリーナ及び
青い森セントラルパーク等
整備運営事業**

**基本協定書
(案)**

令和2年4月27日

青 森 市

(仮称) 青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業
基本協定書 (案)

(仮称) 青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業 (以下「本事業」という。) に関して、青森市 (以下「市」という。) と、[] の構成企業である []、[] 及び [] 並びに協力企業である []、[] 及び [] (総称して以下「構成企業等」という。) とは、以下のとおり合意し、この基本協定書 (以下「本基本協定」という。) を締結する。なお、本基本協定における用語は、別途定義されているもの及び文脈上別異に解釈すべき場合を除き、令和 2 年 4 月 27 日付にて市が公表した本事業に関する募集要項及び付属資料 (以下「募集要項等」という。) に定義された意味を有するものとする。

(目的)

第1条 本基本協定は、本事業に関し、構成企業等が優先交渉権者 (設置等予定者) として決定されたことを確認し、市と、構成企業が設立する本事業の遂行予定者 (以下「事業予定者」という。) との間で、本事業及び本事業に係る資金調達並びにこれらに付随し、関連する事項に関する契約 (以下「事業契約」という。) の締結に向けて、市及び構成企業等双方の義務について、必要な事項を定めることを目的とする。なお、市は、都市公園法 (昭和 31 年法律第 79 号) 第 5 条の 5 第 1 項の規定に従い、本基本協定の締結とあわせて、構成企業等が提出した公募設置等計画 (提案書) (以下「本計画」という。) について、公募対象公園施設の場所を指定して、本計画が適当である旨の認定をする。

(当事者の義務)

第2条 市及び構成企業等は、市と事業予定者との間で締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなければならない。

2 構成企業等は、事業契約締結のための協議において、本事業の公募手続における市の要望事項を尊重しなければならない。

(事業予定者の設立)

第3条 構成企業は、本基本協定締結後、速やかに事業予定者を会社法 (平成 17 年法律第 86 号) に定める株式会社として設立し、その商業・法人登記簿謄本、定款の原本証明付写し及び株主名簿の原本証明付写しを市に提出しなければならない。その後、商業・法人登記簿、定款又は株主名簿が変更された場合も同様とする。当該株式会社は青森市内に設立するものとする。

2 構成企業は、必ず事業予定者に出資しなければならない。また、構成企業のうち代表企業である [] (以下「代表企業」という。) は、本事業に係る事業期間 (以下「本事業期間」という。) を通じて出資者中最大の出資割合を持つものと

する。構成企業の合計出資比率は、本事業期間開始時は出資額全体の 100%とし、また、本事業期間を通じて出資額全体の 50%を超える状態を維持しなければならない。

- 3 事業予定者の定款には、会社法第 107 条第 2 項第 1 号に基づく株式の譲渡制限を規定しなければならない。
- 4 構成企業は、第 7 条に従い提出される出資者保証書（別紙 2 の様式による。以下同じ。）に定めた数量の事業予定者の株式の引受を行うものとする。
- 5 構成企業は、次条に規定する場合を除き、本事業期間中、事業予定者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことはできない。
- 6 構成企業は、事業予定者をして本事業以外の事業を行わせず、事業予定者の定款における目的において、本事業以外の事業を規定しないものとする。
- 7 事業予定者の定款の変更を行う場合には、事前に市にその変更内容を通知するものとし、変更後の定款の原本証明付写しについて、速やかに市に提出するものとする。

（株式の譲渡）

第 4 条 構成企業は、本事業期間が終了するまで事業予定者の株式を保有するものとし、保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分を行う場合には、市の事前の書面による承認を得なければならない。

- 2 構成企業は、前項の規定に基づき市の承認を得て事業予定者の株式の譲渡、担保権等の設定、その他の処分を行った場合には、当該処分に係る契約書の写しをその締結後、速やかに市に提出しなければならない。

（事業契約の締結等）

第 5 条 構成企業等は、本基本協定締結後、令和 3 年 1 月[末]日までに、都市公園法第 5 条の 8 に基づき構成企業等が有する本計画の認定に基づく地位を事業予定者に承継させた上で、市と事業予定者との間において、事業契約の仮契約（以下「仮契約」という。）を締結させるものとする。

- 2 前項の仮契約は、事業契約の締結について青森市議会の議決を得たときに、本契約としての事業契約となり、これをもって事業契約の締結とする。
- 3 市及び構成企業等は、募集要項に合わせ公表する仮契約書（案）及び事業契約約款（案）（以下「事業契約書（案）」といい、その後に公表した修正版も含むものとする。）の内容に関し、公募前に確定することができなかつた事項を除いては、原則として変更しないものとする。
- 4 市及び構成企業等は、仮契約締結後も、本事業の円滑な実施のために互いに協力しなければならない。
- 5 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、市は、事業契約の締結前に、本事業の公募手続に関し、構成企業等のいずれかにおいて次の各号のいずれかの事由が生じたときは、事業予定者との間で仮契約又は事業契約を締結しないことができる。

（1）募集要項 4(3)に定める応募者の資格要件を欠くに至ったとき。

- (2) 公正取引委員会が、構成企業等に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該命令が確定したとき。
 - (3) 構成企業等が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。
 - (4) 構成企業等（その役員を含む。以下同じ。）又はその使用人に対する刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定による刑が確定したとき。
 - (5) 構成企業等又はその使用人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (7) 構成企業等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (8) 構成企業等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (9) 構成企業等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (10) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (11) 構成企業等が、第 5 号から第 9 号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、市が構成企業等に対して当該契約の解除を求め、構成企業等がこれに従わなかったとき。
- 6 市は、構成企業等の責めに帰すべき事由により事業予定者と事業契約を締結することができない場合（特段の合理的な理由がないにもかかわらず事業予定者が事業契約を締結しない場合、及び、構成企業等のいずれかにおいて第 5 項第 2 号乃至第 11 号のいずれかの事由が生じたことを理由として同項に従い市が事業契約を締結しないこととした場合を含むが、構成企業等のいずれかにおいて、同各号の事由のいずれにも該当せず第 5 項第 1 号のみに該当する事由が生じたことを理由として同項に従い市が事業契約を締結しないこととした場合はこれに含まれない。）には、構成企業等に対し連帯して違約金を支払うよう請求することができるものとする。なお、違約金は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額とする。

- 7 前項の規定は、市に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合、市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 8 構成企業等が前二項の賠償金を市の指定する期間内に支払わないときは、構成企業等は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、当該賠償金の金額につき青森市財務規則に定める履行期日時点における遅延利息の率で計算した金額を遅延損害賠償金として、市に支払わなければならない。この場合の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。

(業務の委託、請負)

第6条 構成企業は、事業予定者による本事業の実施に関し、事業予定者をして、別紙 1 に記載された本事業に関する各業務について、別紙 1 に記載の者にそれぞれ委託し、又は請け負わせるものとし、別紙 1 に記載の期限までに、各業務に関する業務委託契約等を締結させ、当該契約の締結後速やかに当該契約書の写しを市に提出させる。

- 2 事業予定者から業務を受託し、又は請け負った者は、当該業務を誠実に実施しなければならない。

(出資者保証書等)

第7条 構成企業は、事業契約の締結の日において、他の構成企業とともに出資者保証書を市に提出しなければならない。

(準備行為)

第8条 構成企業等は、事業契約締結前にも、自己の費用と責任において、本事業の実施に関し必要かつ相当な範囲において準備行為を行うことができるものとし、市は、必要かつ合理的な範囲で、当該準備行為に協力する。

- 2 前項の準備行為の結果は、事業予定者の設立後、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

(資金調達)

第9条 構成企業は、構成企業等が本事業に関して市に提出した事業者提案に従い、事業予定者への出資、募集、借入れその他事業予定者の資金調達を実現させるものとする。

- 2 構成企業は、前項に基づく資金調達を行うに当たり、事業予定者に対して融資を行う金融機関等が決定した場合には、当該金融機関等の名称その他の詳細を明らかにする資料を、市に直ちに通知し、また、当該金融機関等と事業予定者とが融資契約及びその他の契約（担保契約を含むが、これに限られない。）を締結した場合には、速やかに当該契約書の写しを市に提出しなければならない。

(事業契約不調の場合の処理)

第10条 市と事業予定者との間で事業契約の締結に至らなかった場合には、市が構

成企業等に対して第5条第6項から第8項まで、及び第12条に規定する金額を請求する場合を除き、事由の如何を問わず、本基本協定に別段の定めがない限り、市及び構成企業等（事業予定者を含む。以下、本条において同じ。）はお互いに何らの金員の支払を請求することはできないものとし、本事業の準備に関してそれぞれ要した費用については、各自がそれぞれ負担するものとする。

（有効期間）

第11条 本基本協定の有効期間は、本基本協定が締結された日を始期とし、事業契約のすべてが終了した日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束するものとする。ただし、本基本協定の有効期間の終了にかかわらず、第5条、第10条、本条、第12条、第13条及び第15条の規定の効力は存続するものとする。

2 事業契約が締結に至らなかった場合には、事業契約の締結不調が確定した日をもって本基本協定は終了するものとする。ただし、本基本協定の終了後も、第5条、第10条、本条、第12条、第13条及び第15条の規定の効力は存続するものとする。

（談合等の不正行為に係る損害の賠償）

第12条 市は、事業契約書（案）に示す事業期間にかかわらず、事業契約の締結後に、本事業の公募手続に関し、第5条第5項各号のいずれかの事由が生じ、又は生じていたことが判明したときは、市が事業契約を解除するか及び事業契約の規定に基づき市が事業予定者から違約金の支払を受けているか否かにかかわらず、構成企業等に対し、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として連帯して支払うよう請求することができるものとする。

2 前項の規定は、市に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合は、市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 構成企業等が前二項の賠償金を市の指定する期間内に支払わないときは、構成企業等は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、当該賠償金の金額につき青森市財務規則に定める履行期日時点における遅延利息の率で計算した金額を遅延損害賠償金として、市に支払わなければならない。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。

（秘密保持）

第13条 市及び構成企業等は、本基本協定に規定する各事項について、相手方の書面による同意を得ることなく、これを第三者に開示及び本基本協定の目的以外に使用してはならない。ただし、裁判所より開示が命ぜられた場合、弁護士等の法令上守秘義務を負う者に開示する場合、構成企業が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び市が法令に基づき開示する場合は、この限りでない。

（基本協定の変更）

第14条 本基本協定の規定は、本基本協定書の全当事者の書面による合意がなけれ

ば、変更することはできないものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第15条 本基本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本基本協定に関する当事者間に生じた一切の紛争については、青森地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第16条 本基本協定に定めのない事項が発生したとき及び疑義が生じたときは、必要に応じ市及び構成企業等協議のうえ定めるものとする。

本基本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、市及び構成企業等が記名押印のうえ、市及び構成企業等の代表企業がそれぞれ1通を保有する。

令和2年●月●日

市

構成企業等

(代表企業・構成企業)

所在地

名称

代表者

印

(構成企業)

所在地

名称

代表者

印

(構成企業)

所在地

名称

代表者

印

(構成企業)

所在地

名称

代表者

印

(協力企業)

所在地

名称

代表者

印

別紙1 (第6条関係)

業務	受託・請負企業	契約締結期限

令和 年 月 日

(宛先)

青森市長

出 資 者 保 証 書

青森市（以下「貴市」という。）及び []（以下「事業者」という。）の間において、令和 2 年●月●日付けで締結された（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業に係る事業契約（以下「事業契約」という。）に関して、株主である []、 []、 [] 及び []（以下「当社ら」という。）は、貴市に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本出資者保証書において用いられる用語の定義は、事業契約に定めるとおりとします。

記

- 1 事業者が、令和 2 年●月●日に、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 (1) 本日時点における事業者の発行済株式総数は●株であること。
(2) 本日時点における当社らの保有する事業者の株式の総数は [] 株であり、そのうち●株は [] が、●株は [] が、●株は [] が、●株は [] がそれぞれ保有すること。
(3) 本日時点において当社ら以外の者が保有する株式が存在しないこと。
- 3 事業者の本日現在における株主構成は、当社らが保有する議決権の合計割合が全議決権の 100%であり、かつ、 [] の議決権保有割合が株主中最大となっていること。
- 4 事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、当社らは、これらの発行を承認する株主総会において、前項記載の議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮したうえ、その保有する議決権を行使すること。
- 5 当社らは、事業契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、貴市の

事前の書面による承認がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部につき譲渡、担保権等の設定、その他の処分をする場合においても、貴市の事前の書面による承認を得て行うこと。貴市の承認を得て、当社らが保有する事業者の株式の譲渡、担保権等の設定、その他の処分をする場合、処分に係る契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを、貴市に提出すること。貴市の承認を得て、当社らが保有する事業者の株式の譲渡等を行う場合であっても、[]の議決権保有割合が株主中最大であり、かつ当社らが保有する事業者に係る議決権の合計割合が事業者に係る全議決権の50%を超える状態を維持すること。

以上

(構成企業・代表企業)

所在地

名称

代表者

印

(構成企業)

所在地

名称

代表者

印

(構成企業)

所在地

名称

代表者

印

(構成企業)

所在地

名称

代表者

印